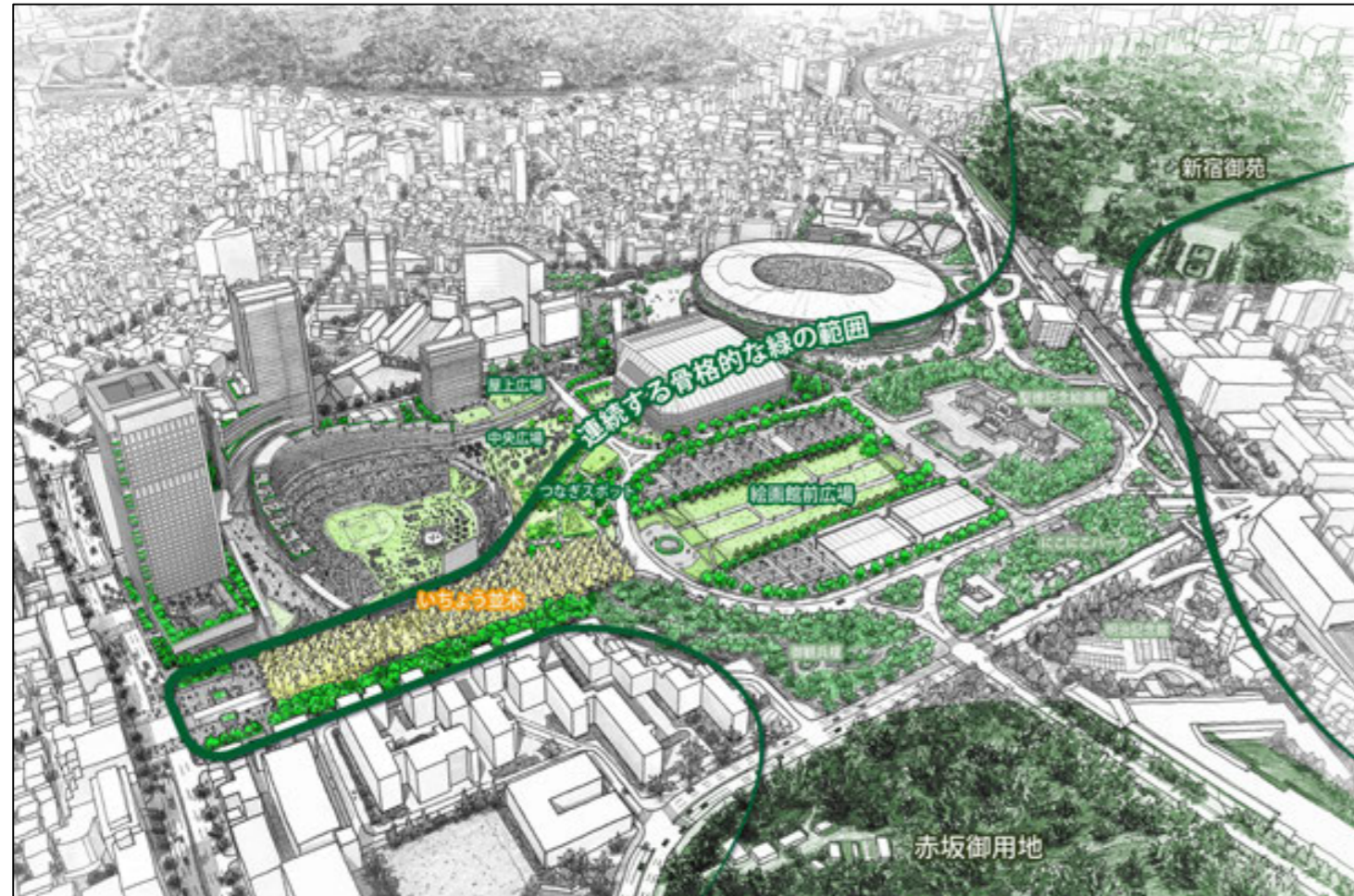


③みどりとオープンスペースの方針

計画内容：

- 新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的な緑の範囲は、絵画館前広場の緑をはじめ、テニスコート周辺の樹木、ラグビー場北側の保全緑地、つなぎスポットのまとまりのある緑並びに、いちよう並木によって、広域なみどりの連続性を計画地内に確保し、エリアを通して多様なみどりの広がりを感じられるよう、立体的な緑化を計画
- 創建当初の趣旨を踏まえ、いちよう並木から聖徳記念絵画館を望むビスタ景に配慮する為、いちよう並木沿いの4列の銀杏の保全とあわせて、絵画館を前景とした象徴的な広場を整備し、絵画館前の建築物は、景観及び風致の保全に配慮
- 神宮外苑地区の創建当初の樹種と東京都の在来種を中心に、日本らしい季節感のある緑陰空間の形成を促す計画するとともに、生物多様性にも配慮した植栽種を配置

□まとまりあるみどりの維持・保全



○緑の割合

公園まちづくり区域に対する緑の割合
約25%
約30%

航空写真をもとに、樹木の投影面積/地区整備区域内の宅地面積の合計によって算出しており、投影面積は、宅地内の部分のみ算定に加えている。割合の算定上は、公共用地（公園・緑地・道路）として整備されるものは除く。芝の種類（人工芝含む）については、今後の検討となる。



□多種多様な活動を促す開放的な広場空間の整備

○中央広場



○絵画館前広場



□地区特性に応じたメリハリのある多様な緑化の推進

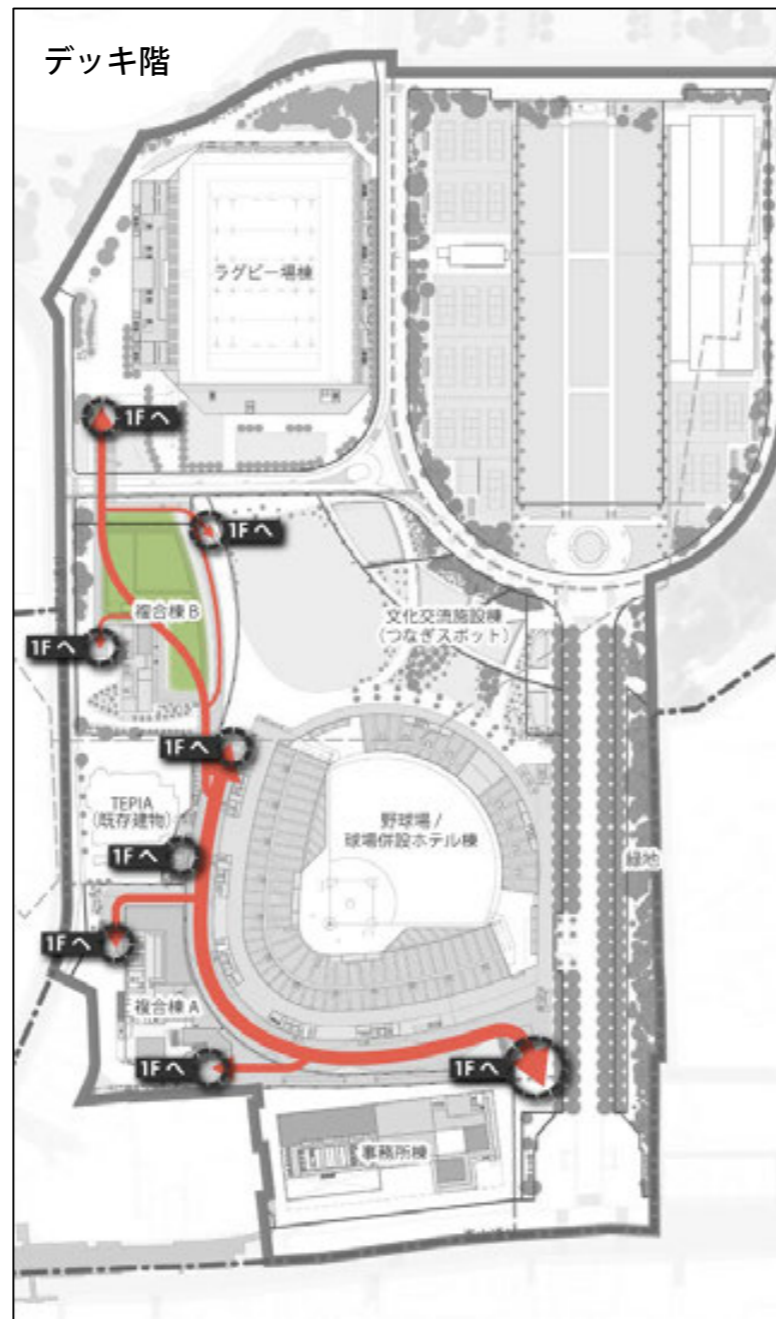
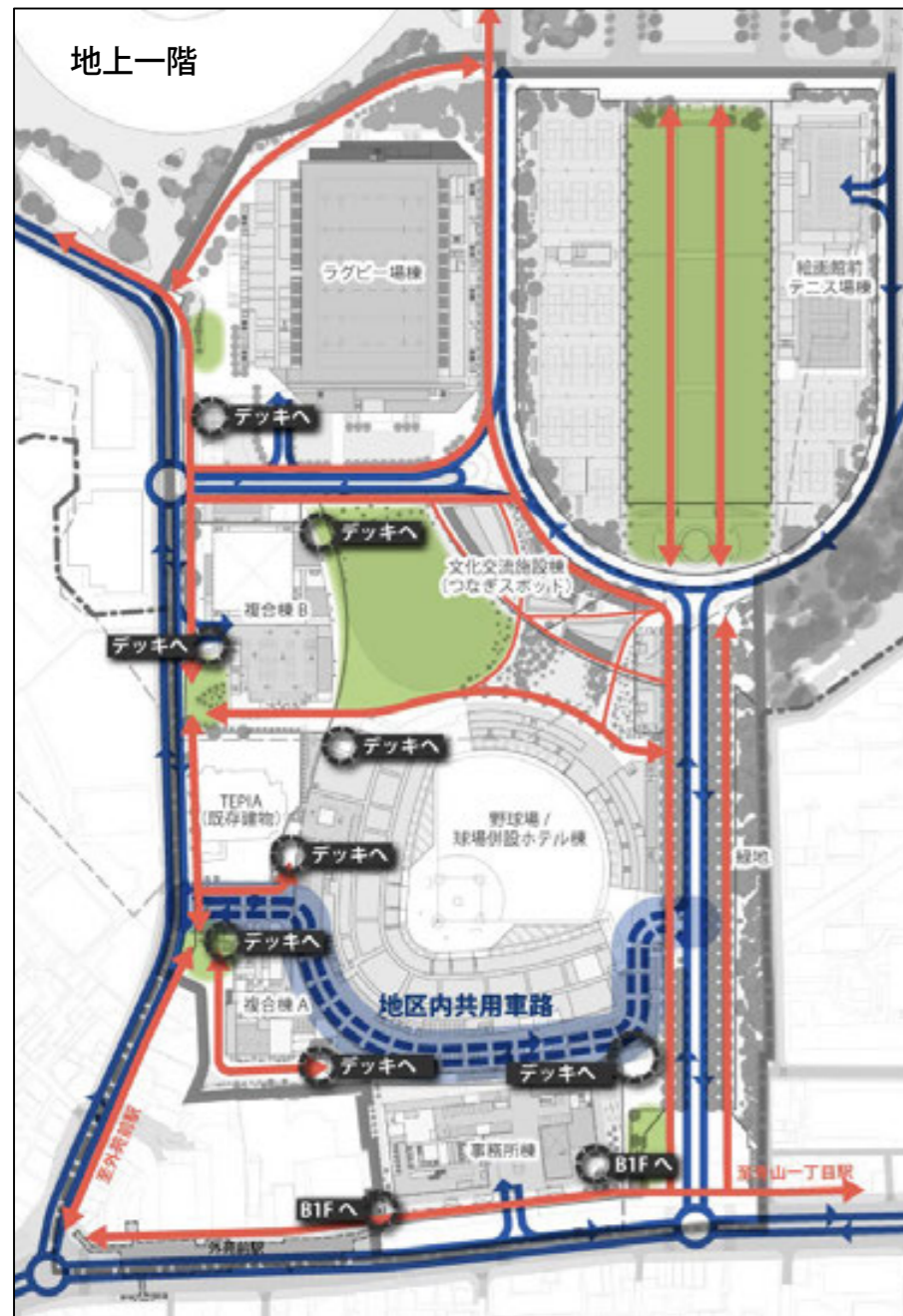
<p>いちよう並木 いちよう並木の景観を保全し、緑陰ある歩行空間を形成する。 想定樹種：イチョウ、スタジイ、クスノキ等</p>	<p>スタジアム通り 既存樹木を活用し、歴史を受け継ぐ沿道景観をつくる。 想定樹種：シイノキ、ヒトツバタゴ、マテバシイ等</p>	<p>ラグビー場北側 ラグビー場敷地北側は、既存樹木を保存するエリアとして緑地を整備する。 想定樹種：サクラ、ヒトツバタゴ、シイノキ、ケヤキ等</p>
<p>中央広場 季節感があり多様で見どころのある樹木を、芝生広場の周りに配置し緑陰空間を形成する。 想定樹種：サクラ、エゴノキ、カエデ類、カツラ、コブシ等</p>	<p>青山通り 広幅員道路にふさわしい緑豊かで風格ある沿道景観をつくる。 想定樹種：タブノキ等</p>	<p>絵画館前広場 高木列植によるビスタ景観の強化と、既存樹木をベースとした外周部の緑地により、歴史ある象徴的な風致景観を継承する。 想定樹種：カシ類、ケヤキ、トウカエデ等</p>
<p>つなぎスポット 保存樹木・移植樹木を中心に、常緑樹、落葉樹をバランスよく配置し、四季の変化に富んだ景観を形成する。 想定樹種：カエデ類、シラカシ、サクラ等</p>		

④交通ネットワークの方針

- 計画内容：
- 歩行者動線と自動車動線が交錯しないよう、一部デッキ上に歩行者ネットワーク、地上階に地区内共用車路を整備し、歩行者にとって安全・安心な空間を形成
 - 外苑前駅との地下接続による公園との連続的なバリアフリー接続や、地区内における地上階から南北通路へと繋ぐバリアフリー動線を整備
 - スタジアム通り沿道等の歩行者結節点に街角広場を整備する事による道路空間への負荷の軽減に加え、交通経路の分担により、快適な通行機能を補完し、沿道沿いの安全・安心の歩行者ネットワークの形成及び風格とにぎわいある空間を形成
 - 外苑前駅周辺の放置自転車対策として、駐輪需要を踏まえて計画区域内で駐輪場（付置、放置対応等）を整備

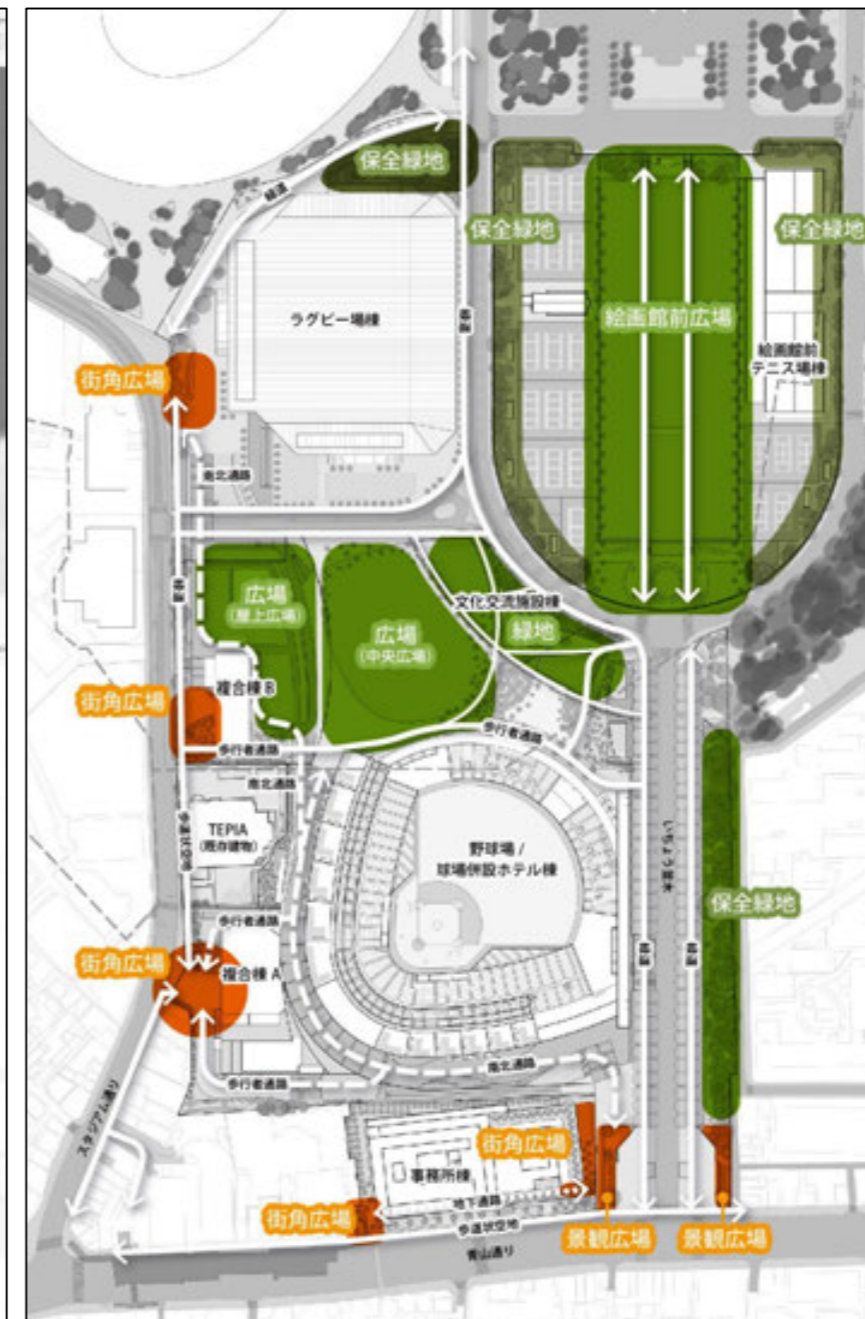
□安全で快適な歩行者ネットワークの形成／歩行者と共存する車両動線等

○歩行者及び道路ネットワーク



— 歩行者ネットワーク 縦動線
— 自動車ネットワーク

○歩行者ネットワークに基づく広場等の整備



○駐輪場の整備

- 地域の違法駐輪問題の解決に向けて、外苑前駅周辺利用の需要や動向及び土地の使用期限のある、表参道駅前暫定自転車駐車場の一部の代替等を踏まえ、施行地区内に民間駐輪場を整備する。（維持管理の詳細については、今後協議）。
- 施行地区内の従前の駐輪需要については、付置義務駐輪場で賄う。
- また駐輪需要に応じて定期、時間貸し、電動自転車、子供乗せ自転車等に対応したスペースを検討する。
- 各施設においては、立地特性に応じた需要や付置義務駐輪場、シェアサイクル等、求められる役割に応じた駐輪施設の設置を検討していく。

⑤景観形成の方針

計画内容：

- 都及び各区において定められている眺望点からの見え方に配慮した景観形成を行い、特にいちょう並木沿道の建築物においては、視点場から見たときに銀杏の高さを突出しないように配慮し、風格あるいちょう並木の景観軸及び風致を保全
- 地区内へ人を引き込む玄関口として歩行者動線の結節点に既存樹木等のみどりと共に街角広場を整備し、人々がたたずめる環境を創出
- 聖徳記念絵画館前に幅約80mの芝生広場（絵画館前広場）を整備し、絵画館を中心とした象徴性と広がりのある景観を形成
- 各施設周辺及びオープンスペースの配置にふさわしいライトアップを施すことによって、夜の回遊動線を高め、夜間においても人々が安全に敷地内を回遊し利用できる計画とし（防犯機能への配慮）、地区全体と各スポーツ施設の照明とが線的・面的につながるよう配慮
- 地上部の他に可能な範囲での屋上緑化、既存樹木の保全、芝生等のみどりを立体的に整備

□眺望に配慮した景観形成

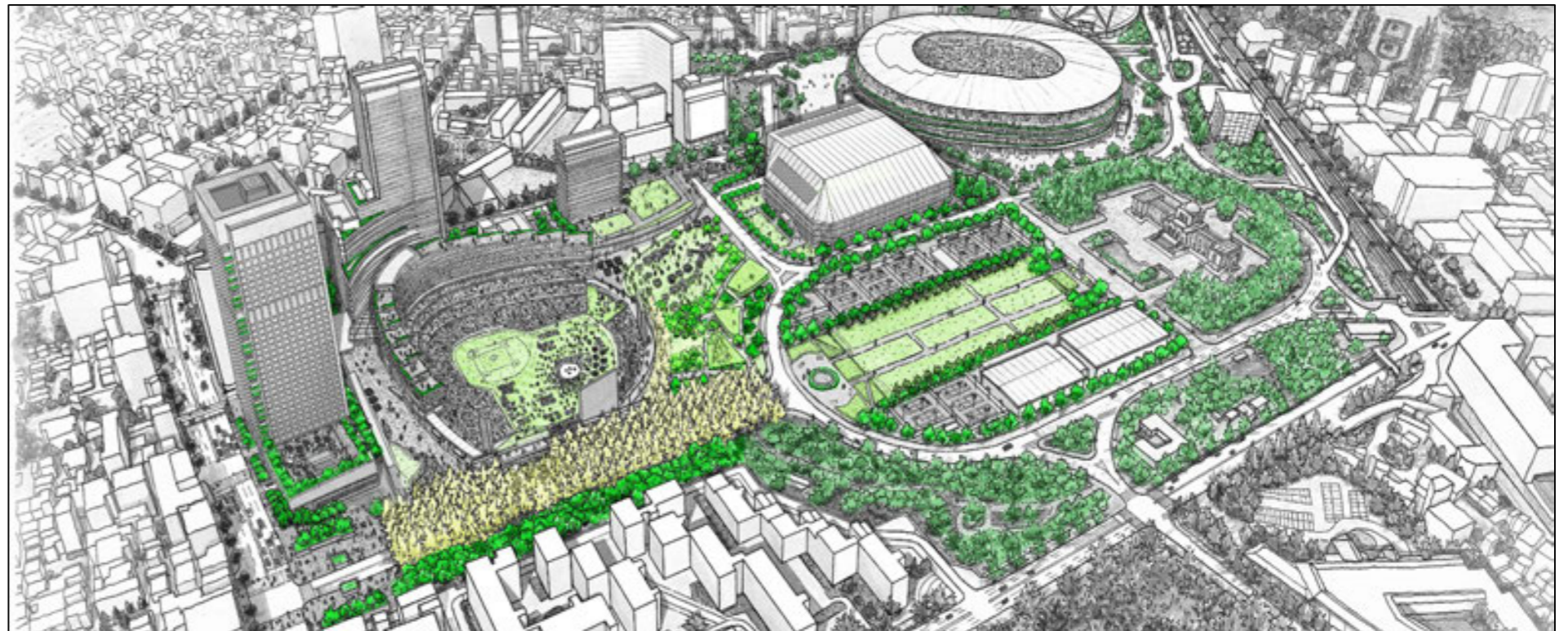
いちょう並木沿道の建築物の高さが視点場から見たときに銀杏の高さを突出しないように配慮し、風格あるいちょう並木の景観軸及び風致を保全する。



□緑による統一感のある景観形成

地上部の他に可能な範囲での屋上緑化、既存樹木の保全、芝生等のみどりを立体的に整備することで、エリアを通して多様なみどりの広がりを感じられる空間を設える。

また、スポーツ・にぎわいの拠点に相応しい空間形成や回遊性に配慮した広場と一体的な緑化を整備する。



⑥防災の方針

計画内容：

- 広場を災害時の避難スペースや救助活動スペースとして活用するとともに、広域避難場所としての機能を有するものとする
- 絵画館前広場において、ヘリコプター緊急離着陸場の候補地として、必要な機能を維持・確保
- バリアフリーに配慮した歩行者ネットワークの充実等による回遊性の向上、歩道状空地及び広場の整備を図るとともに、南北通路の新設による大規模スポーツ施設の来訪者の周辺駅への分散を図ることによって、スポーツ施設の観客の円滑な動線を確保
- 基盤再編・施設集約による当該広場空間整備とあわせて、道路の付替えによる基盤再編及び主要な公共施設としての歩行者デッキの整備を行う事で緊急輸送道路からの複数の動線を確保し、有事の際の防災性を向上

□防災機能の維持・強化

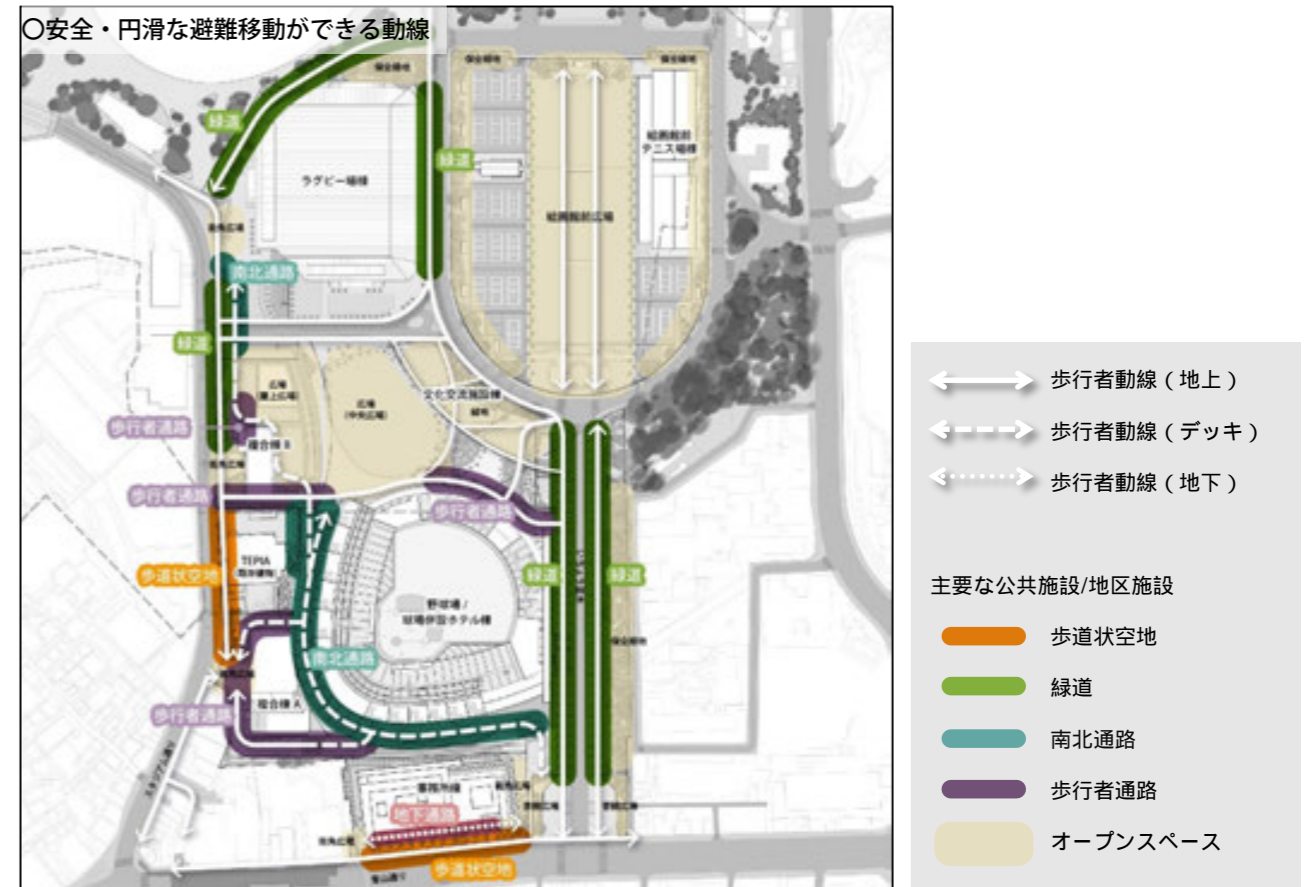
中央広場を防災訓練活動の場などにも活用することを想定し、マンホールトイレ、災害時の情報提供や防災備蓄倉庫等の整備をすることにより、災害時の防災拠点に資する空間とし、近接する都立明治公園と連携を図れるように努める。

□避難動線等の確保

○安全・円滑な避難移動ができる動線

○バリアフリーに配慮した歩行者空間

地区内の地形の高低差や歩車分離のための歩行者デッキは、安全で快適な移動ができるようユニバーサルデザインへの配慮とともにバリアフリー誘導基準に準拠した歩行者空間を整備する。



⑦エリアマネジメントの方針

計画内容：

- スポーツに触れることのできるイベントやスポーツ選手等との交流イベントを開催し、スポーツ文化が感じられる場を提供
- エリアマネジメント組織を組成し、地区全体の一体的な場を創出
- 地区内で日常的な活動に利用できるオープンスペースを計画
- 来訪者が豊かな空間体験ができるよう、エリア内関係者間の連携などにより、植栽の管理や清掃活動等の公的空間を維持・管理
- エリア内関係者間の連携等により、交通管理・規制を実施
- 災害時の帰宅困難者の受け入れや非常用発電機等の導入による自立分散型電源の導入の確保等を検討し、エリア全体での防災力を向上

□スポーツ文化等の拠点の育成

人々が集いスポーツに触れられるイベント等による交流などを通して、スポーツ振興の育成拠点の場を提供する。

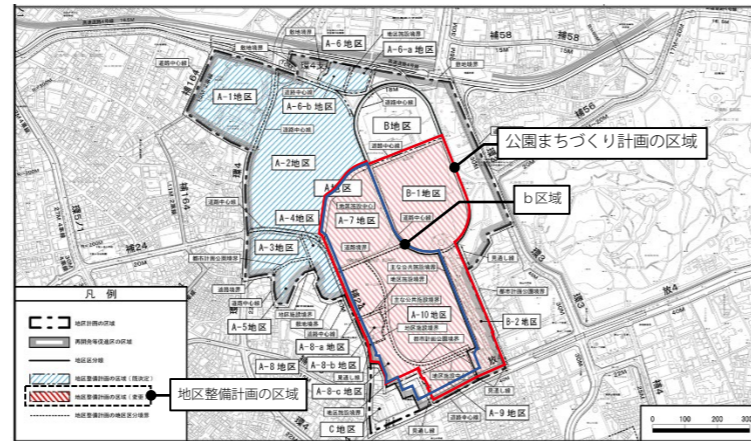
□公的空間の維持・管理

エリア関係者間の連携などにより、公的空間（※）の維持・管理を図る。
※公的空間は、地区施設や計画区域内における行政所有の緑地などを指す。

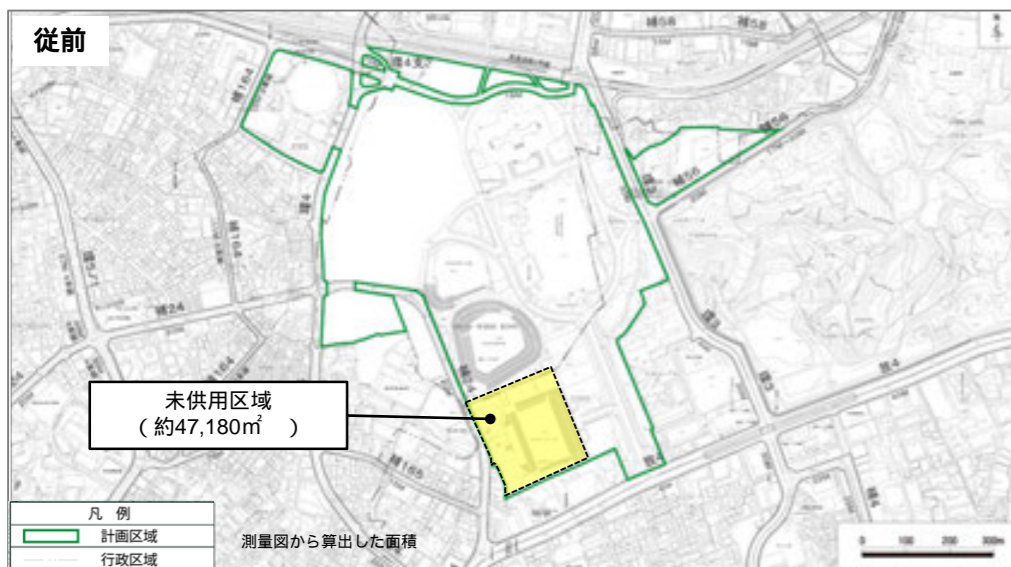
公園まちづくり制度活用要件

○公園まちづくり及びb区域、地区整備計画との整合

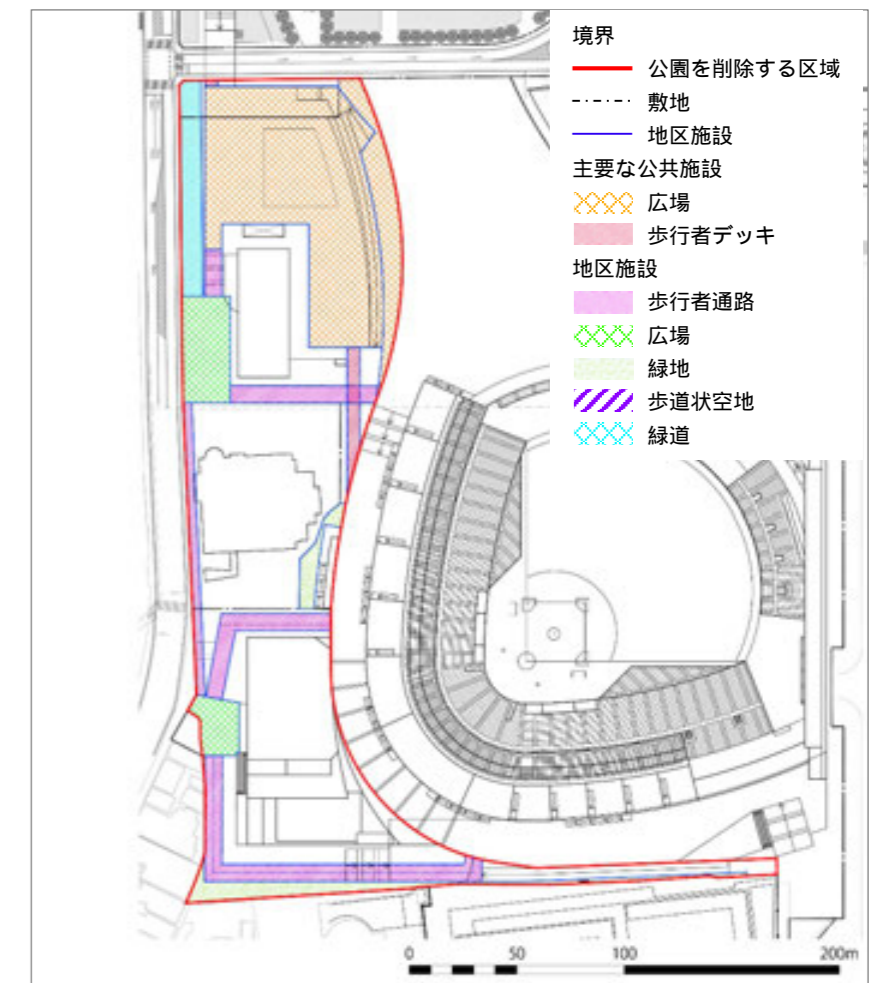
- 本計画では、スポーツ施設の更新を一体的に行うために、密接不可分の一団の区域であるb区域の全域及び関連して一体的に再整備を行う区域を含めた、形状が整った一団の区域を下図の通り定める。
- なお、青山OMスクエア（平成20年竣工）敷地については、都市計画公園区域外で、かつ、比較的新しい建築物でありスポーツ施設の更新と一体的に再整備を行う必要性が低い建築物の敷地であるため、本計画区域には含まない。
- 再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の提案区域との整合を右図の通り図る。



○都市計画公園から削除する区域



○都市計画公園から削除する区域内に確保する主要な公共施設及び地区施設



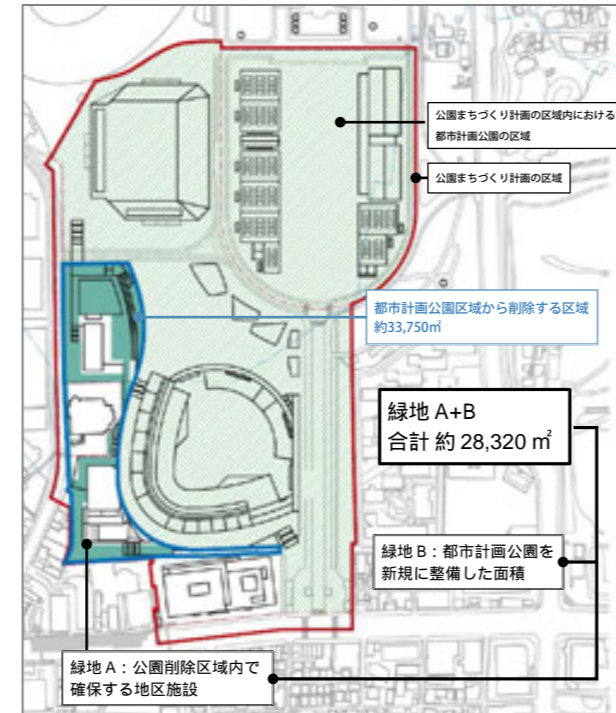
○現在の都市計画公園区域



○将来の都市計画公園区域(予定)



○緑地等の確保



都市計画公園から削除する区域	約33,750㎡
従前の未供用面積	約47,180㎡
緑地A 公園削除区域において確保する 地区施設及び主要な公共施設の 面積	約14,890㎡
緑地B 都市計画公園を 新規に整備した面積 (-)	約13,430㎡
緑地等合計 (緑地A+緑地B)	約28,320㎡
緑地等確保率 (÷ (+ 緑地B))	約60.03%

緑地等面積振り分け

名称	面積
南北通路	約350㎡
広場	約8,000㎡
歩行者通路	約2,520㎡
街角広場	約1,600㎡
緑地	約950㎡
歩道状空地	約520㎡
緑道	約950㎡
合計	約14,890㎡

一部、公園削除区域外の地区施設面積を除いた面積

スケジュール

年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
ラグビー場棟				(第二球場)	I期								(神宮球場)	II期				
野球場棟 / 球場併設ホテル棟								(秩父宮ラグビー場)										
複合棟A																		
複合棟B																		
文化交流施設棟																		
事務所棟																		
絵画館前テニสนาม棟																		広場等

□ : 解体工事 ■ : 新築工事

□スポーツ施設の段階建て替え

○現況



○第二球場解体
ラグビー場棟建設 (I期)

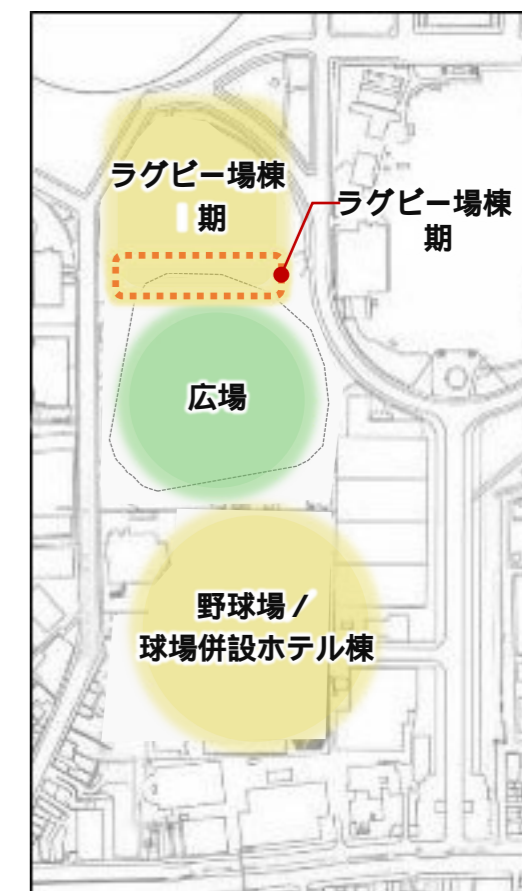


ラグビー場棟の南スタンド等は I期に建設

○ラグビー場解体
野球場/球場併設ホテル棟建設



○神宮球場解体
ラグビー場棟建設 (II期)



「公園まちづくり制度基本方針」の第2に対する適合表

No.	内容	適合	参照頁
第2 「公園まちづくり制度」の基本的な考え方			
1 制度の対象			
	本制度はセンター・コア・エリア内において、当初都市計画決定からおおむね50年以上が経過した未供用区域のある都市計画公園・緑地を含む区域（優先整備区域を除く。）を対象とする。	○	P22
2 緑地等及びまちづくりの計画 本制度の適用に当たっては、未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地等として担保するとともに、以下の要件に沿った計画とする。			
(1) 緑地等の計画			
	緑やオープンスペースの拡大、地域特性に応じた公園機能の発現、周辺の緑とのネットワークの形成に資する計画であること。	○	P111、 P202
(2) まちづくりの計画			
	地域が将来目指すべき市街地像を示すとともに、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備により、土地の合理的かつ健全な高度利用が図られる計画であること。	○	P82、 P88
3 制度の運用			
(1) 民間の創意工夫をいかしたまちづくり			
	民間の創意工夫をいかし、まちづくりと公園・緑地の整備を両立するため、民間の事業者等による計画の提案と整備の実施を基本とする。	○	4章
(2) 審査等			
	都又は関係区は提案された計画に対し、制度適用の可否について、公平かつ公正な審査を行う。	○	—
(3) 基本計画等の変更等			
	審査により制度適用を可とした場合には、必要に応じ、基本計画等4の変更、都市計画公園・緑地の変更等を行う。	○	—

※参照頁は、神宮外苑地区公園まちづくり計画提案書の頁を示している。

「東京都公園まちづくり制度実施要綱」の第2及び第3に対する適合表

No.	内容	適合	参照頁
第2 公園まちづくり制度の対象			
本要綱において対象とする都市計画公園・緑地は、センター・コア・エリア内にある当初都市計画決定からおおむね50年以上経過した都市計画公園・緑地のうち、以下の各要件に適合するものとする。			
ア	東京都が都市計画決定を行うもの	○	—
イ	未供用区域の面積が2.0ヘクタール以上のもの	○	P22
第3 公園まちづくり計画の要件・基準			
1 公園まちづくり計画の区域			
(1) 基本要件			
ア	公園まちづくり計画の区域は、未供用の都市計画公園・緑地を含む、緑地の整備とまちづくりを一体的に行う区域とし、地区計画を定めることのできる区域であること。	○	P200
イ	アのうち、都市計画公園・緑地の変更を行う区域については、再開発等促進区を定めることのできる区域であること。	○	P200
ウ	公園まちづくり計画の区域は、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定める優先整備区域を除くこと。	○	P22、P200
(2) 形状			
1	土地所有の状況、土地利用の現況及び将来の見通し、現在の用途地域の指定状況などを勘案し、可能な限り整った形状とすること。	○	P201
(3) 境界			
1	原則として、道路その他の公共施設、河川その他の地形、地物など、土地の範囲を明示するのに適当なものとすること。	○	P200
2 緑地等の整備			
(1) 緑地等の整備要件			
緑地等の整備については、地域特性に応じた公園の機能及び役割を顕現させるため、以下の各要件を満たすものとする。			
ア	地域特性に整合した機能及び役割を発揮できる計画であること。	○	P97
イ	原則として基本計画等に整合した機能及び役割を発揮できる計画であること。ただし、基本計画等の変更が可能である場合は、当該変更を前提とした計画であること。	○	-
ウ	周辺のみどりとのネットワークの形成に資する計画であること。	○	P111
(2) 緑地等の整備基準			
ア	緑地等確保率は、原則60パーセント以上とする。	○	P205
イ	緑地等の最低面積は、1.0ヘクタールとする。	○	P205
ウ	都市計画公園・緑地を新規に整備する場合（供用済部分の再配置・再整備を除く。）は、当該部分の面積を緑地等の面積及び緑地等確保対象区域面積に加えることとする。	○	P205

No.	内容	適合	参照頁
エ	緑地等は地区施設又は主要な公共施設のうち、緑地、広場その他の公共空地として位置付けられること。	○	P206
オ	緑地等内に設置する施設は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設と同等のものとし、当該緑地等の機能、位置、規模、環境等を総合的に勘案して、当該緑地等の機能を全うする上で必要な範囲内のものとする。 なお、施設として設けられる建築物の面積は、都市公園法第4条第1項に規定する範囲内とする。	○	緑地等内に施設整備は行わない
カ	人工地盤上の緑地等の整備など立体的な整備については、樹木の良い生育、地下水の涵養等、土壌基盤を確実に確保するとともに、地上部分の緑地等との一体性に配慮し、徒歩により容易に利用することができるようアクセスを確保する。	○	P202
(3) 緑地等の管理等			
ア	緑地等は、永続的に適正な維持及び管理を行うこと。	○	P206
イ	緑地等は、原則として常時一般に公開する。	○	P206
(4) 都市計画公園・緑地の再編			
既に供用済みの都市計画公園・緑地については、必要に応じ集約、再整備等を行うとともに、以下の各要件を満たすこと。			
ア	供用済みの都市計画公園・緑地の面積を確保すること。	○	P205
イ	集約、再整備等を行う都市計画公園・緑地については、公園まちづくり計画の区域に含めること。	○	P205
ウ	当該都市計画公園・緑地の管理者と協議の上、緑地等及び周辺の緑との一体性が確保されるよう計画すること。	○	P202
3 まちづくり			
(1) まちづくりの要件			
1	再開発等促進区を定める地区計画の提案により、土地利用転換後の地域の将来像を示すとともに、必要な都市基盤の整備、土地の高度利用等を図ること。	○	別紙 (企画提案書案)
(2) まちづくりの基準			
1	再開発等促進区を定める地区計画の都市計画決定を行う者が定める「再開発等促進区を定める地区計画運用基準」及び「再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目」に適合すること。	○	別紙 (企画提案書案)

※参照頁は、神宮外苑地区公園まちづくり計画提案書の頁を示している。